

令和5年度三重県介護職員処遇改善支援補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県は、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度引き上げるための措置を実施する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号。）並びに令和5年度三重県介護職員処遇改善支援補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、三重県内に所在する介護サービス事業所等を運営する介護サービス事業者又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、実施要領に定められた事業とする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、知事の承認を受けなければならない
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。
- (4) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (5) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(交付の申請)

第5条 介護職員処遇改善計画書（介護職員処遇改善支援補助金分）（以下「計画書」という。）を県に対して提出する際には、併せて県に対して、次の権限を三重県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委任する旨の介護職員処遇改善支援補助金に関する同意書及び役員等調書並びに補助金の振込先が分かる資料を提出しなければならない。

- (1) 介護サービス事業者等が交付を受ける補助金の算定並びに県に対する申請及び請求

を代理して行うこと。

- 2 前項により介護サービス事業者等から国保連に委任された補助金の算定に基づき、国保連から県へ送付される「交付対象事業所一覧・明細等」をもって、介護サービス事業者等から補助金の交付の申請があったものとみなす。

(交付の決定)

- 第6条 知事は、前条に基づく補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、第4条に掲げる事項を条件に、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 県から委任を受けた国保連から介護サービス事業所等に送付される「介護職員処遇改善支援補助金支払額通知書」をもって、交付決定通知とする。

(申請の取下げの期日)

- 第7条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の支払い)

- 第8条 補助金の支払いは、概算払により行うことができるものとする。
- 2 補助金の支払いは、補助対象者ごとに一つの口座に対して行うものとする。
- 3 補助金の支払いは、各月ごとの、介護報酬総額が確定したのちに支払うことを基本とする。
- 4 補助金は、原則として介護サービス提供月の3カ月後の末日までに支払うものとする。ただし、令和6年2月分及び3月分については、4月分と併せて、7月末日までに支払うものとする。

(実施状況報告)

- 第9条 介護サービス事業者等は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、実施状況報告書（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 補助金の実績報告は、実施要領に定める介護職員処遇改善実績報告書（介護職員処遇改善支援補助金分）を実施要領に定める日までに、知事に提出するものとする。

(額の確定)

- 第11条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

(決定の取消)

第12条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は第11条の規定により額の確定をした場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。